

社会福祉法人栃木市社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所「栃木市社協
ケアプランセンター」運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人栃木市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が開設する「栃木市社協ケアプランセンター」（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者（以下「要介護者」という。）に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所における指定居宅介護支援事業は、次の基本方針に従って行うものとする。

- (1) 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。
- (2) 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して行う。
- (3) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。
- (4) 事業の運営に当たっては、市町村、老人福祉法第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、介護保険法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努める。

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第3条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

- (2) 介護支援専門員 1名以上

介護支援専門員は、指定居宅介護サービス計画の作成及びその計画の適正かつ円滑な進行を管理するとともに、必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第4条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に

規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額)

第5条 事業所の行う指定居宅介護支援の内容は次のとおりとし、介護支援専門員がその提供に当たる。

(1) 要介護者の依頼を受けて、その心身の状況、置かれている環境、本人及び家族の希望等を勘案し、利用する指定居宅サービス等の種類及び内容、担当する者等を定めた居宅サービス計画を作成する。

(2) 本人及び家族に対し、居宅サービス計画の内容についての同意を得たうえで、居宅サービス計画の交付をする。

(3) 居宅サービス計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、指定居宅サービス提供事業者その他の者との連絡調整等を行う。

(4) 当該要介護者が介護保険施設への入所を要する場合は、介護保険施設への紹介その他便宜の提供を行う。

(5) 当該要介護者が要支援認定を受けた場合には、指定介護予防支援事業者への情報提供等連携を図る。

(6) その他居宅サービス計画の達成に必要な事項

2 介護支援専門員は、通常「事業所」の相談室において利用者の相談を受けるものとする。

3 介護支援専門員は、介護サービス計画の作成に当たっては、MDS-HC方式等に基づく課題分析票を用いて行うものとする。

4 介護支援専門員は、居宅サービス計画を新規に作成した場合や要介護更新認定、要介護状態区分の変更認定を受けた場合、各サービス担当者による利用者状態の把握及び情報共有のため、また介護サービス計画の原案に位置づけられたサービスについての調整等を図るため、当該サービスの担当者を招集してサービス担当者会議を開催するものとする。

5 介護支援専門員は、第1項各号に規定する指定居宅介護支援を行うため、月に1度以上利用者を訪問するものとする。また、少なくとも月に1回実施状況の把握結果を記録するものとする。

6 指定居宅介護支援の利用料の額は、厚生労働省の定める告示上の額とし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは利用料を徴しない。

7 次条の通常の事業の実施地域を超えて行う指定居宅介護支援に要した経費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収することができる。

(1) 事業所から、片道10キロメートル未満 500円

(2) 事業所から、片道10キロメートル以上 1,000円

8 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名を受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第6条 通常の実業の実施地域は、栃木市とする。

(緊急時等における対応方法)

第7条 事業所の介護支援専門員は、居宅介護支援を行うために要介護者等を訪問していた際に、利用者の症状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第8条 事業所は、利用者の人権、虐待の防止等のため、次の措置を講ずる。

- (1) 虐待の防止等のための責任者の設置
- (2) 虐待の防止等のための対策を検討する委員会の開催及び従業者に対する検討結果の周知徹底
- (3) 虐待の防止等のための指針の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止等のための研修の定期的な実施
- (5) その他虐待の防止等のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に虐待等を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の禁止)

第9条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催及び従業者に対する検討結果の周知徹底
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
- (3) 従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施
- (4) その他身体拘束等の適正化のために必要な措置

(衛生管理に関する事項)

第10条 事業所は、感染症の予防及びまん延の防止のため、次の措置を講じる。

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催及び従業者に対する検討結果の周知徹底
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備
- (3) 従業者に対し感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の定期的な実施

(4) その他感染症予防及びまん延の防止のために必要な措置

(業務継続計画の策定に関する事項)

第11条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

- 2 従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(その他運営についての留意事項)

第12条 事業所は、介護支援専門員等の資質の向上を図るため研修の機会を、次のとおり設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
- (2) 継続研修 年1回

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。
- 5 この規程に定めるもののほか、運営に関する重要事項は本会会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年3月29日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。